

平成30年9月定例会の報告

9月定例会が9月4日から9月28日まで開かれ、平成29年度高山市一般会計歳入歳出決算など報告案件、認定案件、条例案件、事件案件、予算案件、人事案件など34議案を審議し、原案のとおり認定・可決、同意、承認しました。また、議員提出の1議案も併せて可決しました。

9月4日 本会議（初日）

報第9号及び報第10号の報告後、議第69号から議第71号までの3件は、7月豪雨災害に伴う災害復旧費について専決処分したもので、説明の後、質疑を行い承認されました。認第1号から認第10号までの認定案件及び議第82号から議第84号までの予算案件については、全員をもって構成する予算決算特別委員会に、議第72号から議第81号までの条例案件・事件案件については、それぞれ所管の常任委員会に付託しました。

9月12・13・14日 本会議（一般質問）

一般質問を行いました。（P85-13参照）

9月19日 総務環境委員会

主な内容

◆議第72号

高山市議会議員及び高山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例について

●高山市議会議員の選挙における選挙運動用ビラの作成費用を、公費負担できるようにするための条例改正

【論点】①

選挙運動用ビラの基準や配布場所

●大きさはA4判両面で、2種類以内としている。枚数は4000枚までで、選挙管理委員会に配布された証紙を貼ったもののみ有効となる。配布が認められているのは、個人演説会や街頭演説、選挙事務所内での配布や新聞折り込みで、郵便受けなどへのポステイングや、店舗に貼ることによって自由にとめられている。

【論点】②

選挙運動用ビラのメリット

●選挙公報はスペースが限られているが、ビラはA4判両面で、候補者がより詳しい公約や政策を記載することができる。個人演説会等で配布することができ、その場で見ていただきながら候補者が公約を訴えることができる。

◆議第78号

高山市消防団条例の一部を改正する条例について

●長期にわたり災害等に出動した消防団員に対し、特別報酬を支給するための条例改正

【論点】①

出動手当の改正ではなく、特別報酬を新たに設けた理由

●出動手当は、職務に従事した場合の費用弁償（用語解説）的手当という意味合いとなっている。長期にわたる災害出動への労苦に報いるという趣旨から考えると、特別報酬という形で支給するのが適当だと判断した。

【論点】②

条文中、「一つの水火災または地震等の災害」における「一つの」という言葉の定義

●例えば、大きな地震が発生した場合、火災が発生することもあるが、その場合は、地震という災害に伴ったものとして「一つの災害」と捉える。すべての状況を網羅するには「一つの」という表現が妥当であると判断した。実際に長期にわたる災害が起きた場合は、その都度の判断になる。

【論点】③

消防団員の処遇改善

●処遇改善については、消防団組織等検討委員会などで意見を聞きながら、昨年度行ったアンケートの結果もふまえて検討を進めたい。

●消防団活動を地域の皆さんに知っていただきたい。消防団員の方が働きやすい、出役しやすい環境づくりなど、福利厚生を含めた取り組みについても、引き続き消防団員の皆さんと検討したい。

議員問討議

【論点】

●出動手当と特別報酬の考え方

●災害の捉え方

意見

①出動手当についても、その額について根本的な見直しが必要ではないか。

②災害によっては様々な状況も起こり得るが、この条例という特別報酬という制度で全て対応できるのか。

③市の財政状況も示した上で消防団との議論をしてほしい。

④実態に合った支給方法、支給額を考えないと対応できないのではないか。

⑤特別報酬というより、特別出動手当という考え方で対応すべきなのではないか。

委員会からの意見

消防団員の皆さんには類似都市の状況などについても十分説明するとともに、処遇改善については特に出動手当という面で、予算措置も含めて早期に結論を出すこと。

9月20日

福祉文教委員会

主な内容

◆議第74号

高山市家庭的保育事業等の設備及び運営に